



公益財団法人 日本環境協会  
エコマーク事務局

エコマーク商品類型 No.111 認定基準書

木材などを使用したボード Version2.5

—適用範囲—

日本産業規格 JIS A 5905 および A 5908 に規定されたボード、またはこれに相当するもの。

制 定 日:2004年 7月 1日  
最新改定日:2022年 4月 1日  
有 効 期 限:2030年 6月30日

## エコマーク商品類型 No.111 認定基準書 木材などを使用したボード Version2.5

### 1. 認定基準制定の目的

日本国内の繊維板などの木質ボード類は、建築、家具、電気機器および雑貨などに幅広く使用されている。これらの木質ボード類は、合板・製材工場残廃材、建設発生木材、使用済み梱包材、製紙未利用低質チップなど再・未利用の木材および植物繊維を原料とし、資源の有効利用に資することから、その利用が推奨されるべきものである。

平成 12 年には、循環型社会の形成に向け、循環型社会形成推進基本法などの重要な六つの法律が制定された。この一つとして、平成 14 年 5 月から施行されている建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）がある。これは、建設工事にかかわる資材の有効利用および廃棄物の適正な処理を図るため、特定建設資材の分別解体および特定建設資材廃棄物の再資源化の促進に関する基本方針を定めたものであり、木材も特定建設資材の一つである。この法律に基づく基本方針においては、平成 22 年度における特定建設資材の再資源化率（縮減を含む）の目標は 95%に設定されている。平成 12 年度における建設発生木材の再資源化率は 83%であり、その内訳は縮減が 45%、再資源化が 38%であった。再資源化には熱源として利用するものも含まれており、材料として再利用される比率はまだ低く、今後はさらなる推進が望まれる。木材は、その特性として、製品においても炭素貯蔵の効果があり、材料としてのリサイクル品である木質ボード類の使用を促進することは、地球温暖化防止の一助にもつながると考えられる。

さらには、同じく循環型社会の形成に向け制定された法律の一つであるグリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）においても、再生木質ボードとして、パーティクルボード・繊維板が特定調達品目にあげられている。

しかしながら、製品の種類によっては比較的製造時のエネルギー消費が大きい製品や、接着剤から発生するホルムアルデヒドなどの室内空気への放散による健康面への影響が懸念される製品がある。これらの問題はシックハウス症候群として、消費者の間で近年ますます懸念・関心が高まっている。こうした動向を受け、厚生労働省では室内空気汚染の原因となる化学物質について、順次、室内濃度に関する指針値を設定している。また、国土交通省では居室における化学物質の放散に対する衛生上の措置等を含めて建築基準法の改正を行い、シックハウス対策の技術的基準を告示している。

そこで、再・未利用木材を原料とし、化学物質の放散が抑制された木質ボード類が広く普及することは環境保全上の意義が大きいといえる。

### 2. 適用範囲

日本産業規格 JIS A 5905 および A 5908 に規定されたボード、またはこれに相当するもの。

### 3. 用語の定義

再・未利用木材	以下に定義する間伐材、廃木材、建設発生木材および低位利用木材をいう。
* 間伐材	林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の個体密度を調整する作業により生産される木材。
* 廃木材	使用済みの木材(使用済み梱包材など)、木材加工工場などから発生する残材(合板・製材工場などから発生する端材、製紙未利用低質チップなど)、剪定した枝、樹皮などの木材および木質材料。
* 建設発生木材	建築物解体工事、新築・増築工事、修繕模様替え、その他工作物に関する工事などの建設工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料。
* 低位利用木材	林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材。また、竹林で産出される環境保全上の適切な維持管理のために伐採する竹も含む。 なお、小径材については、未口径 14cm 未満の木材とし、以下の a あるいは b に該当する場合は、中立的な第三者あるいは公的機関によって、持続可能な管理がなされている森林であることの認証を受けているものとする。 a. 天然生林から産出された丸太から得られる小径材 b. 人工林において皆伐、群状択伐および帯状択伐によって産出された丸太から得られる小径材
天然林	厳密には人手の加わらない森林であるが、人為の影響を受けた森林でも、天然林化の方向にあり、将来ともその方向を求めていく森林も含めて天然林と呼ぶ。自然林も同じである。
天然生林	天然更新による自然に近い森林で、木材や林産物の供給などのための対象になり、更新補助作業や保育などの行われる森林。
人工林	苗木の植栽か播種などにより人為的に造成された森林。
廃植物繊維	もみがらなどの農作物の収穫および製造工程で発生する農業残渣、および麻袋などの使用済み梱包材など。
木質部	木の実質(植物繊維も含む)。
接着剤	ボード製造において素板を製造するに必要不可欠な接着機能を果たすために添加するもの。また、オーバーレイを施すにあたって、合成樹脂系シートなどを素板と接着させるため添加するものも含む。
添加剤	製品に新しい性質を与えたり、不足している性質を補ったりするために加えるもの。硬化剤、ワックス、ホルムアルデヒドキャッチャー剤など。
化粧加工	オーバーレイ、塗装などの加工を施すこと。
* 塗装	素板の両面または片面に合成樹脂塗料を焼付け硬化または印刷すること。化粧面を単色で仕上げた無地物、木目および抽象模様をつけた柄物など。
* オーバーレイ	素板の両面または片面に合成樹脂系シート、フィルム、合成樹脂含浸紙、コート紙、アフターコート紙などを接着したもの。化粧面を単色で仕上げた無地物、木目および抽象模様をつけた柄物など。素板の両面又は片面に化粧単板を接着したものも含む。
処方構成成分	製品に特定の機能を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。

#### 4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

##### 4-1. 環境に関する基準と証明方法

(1) 木質部の原料として、用語の定義に定める再・未利用木材および廃植物繊維の配合率が100%であること。なお、低位利用木材のうち小径材において、a あるいは b に該当する場合の森林認証については、**別表 1**を満たしているものであること。

###### 【証明方法】

原料事業者の発行する、原料が再・未利用木材および廃植物繊維であることの証明書を提出すること。ただし、原料事業者が多数の場合、原料事業者一覧表および原料取引量上位10社の証明書を提出すること。

原料に間伐材を使用する場合は、産地、樹種、数量、植栽年を記載した産地証明書と対象となる林分の写真(間伐が行われたことがわかるもの)を提出すること。間伐率や何回目の間伐かといった情報もできる限り報告すること。

原料に低位利用木材を使用する場合は、以下について記載した証明書を提出すること。該当の場合は、第三者による持続可能な森林であることの認証を受けたことを証明する書類をあわせて提出すること。

- ・ 森林の種類(天然生林、人工林など)、産地、樹種。人工林の場合は、植栽年についても記載すること。
  - ・ どのような状況(病虫獣害・災害を受けた、曲がり材あるいは小径材であるなど)で産出された木材であるか。小径材については、施業方法、末口径などを報告すること。
- また、低位利用木材のうち、原料に竹を使用する場合は、以下について記載した証明書と竹林の周辺の写真または地図を提出すること。
- ・ 竹の種類、産地、周辺の状況、環境保全上の適切な維持管理のための伐採であることの説明、管理計画、数量。

(2) 化粧加工する製品にあつては、化粧加工部分が製品全体の5%以下(重量割合)であること。

(注)重量割合とは、気乾状態\*1 または 20±2℃、湿度 65±5%で恒量\*2 に達した時点での製品または各材料の重量比率を指す。

\*1: 通風のよい室内に7日間以上放置したものをいう。

\*2: 24時間ごとの質量を測定し、その変化率が0.1%以下になったものをいう。

###### 【証明方法】

製品重量に対する化粧加工部分の重量比を付属証明書に記入すること。

(3) 接着剤および添加剤については、処方構成成分および重量割合を報告すること。ハロゲン系元素を含む接着剤や添加剤は使用しないこと。

###### 【証明方法】

処方構成成分および重量割合を付属証明書に記入すること。また、該当物質の添加有無

を付属証明書に記入すること。

- (4) 製品は木材保存剤(木材防蟻剤、木材防腐剤、木材防虫剤および木材防かび剤)を処方構成成分として使用していないこと。

【証明方法】

該当物質の添加有無を付属証明書に記入すること。

- (5) 建設発生木材のうち、建築解体木材(建築物解体工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料)を原料として使用する製品にあっては、防腐・防蟻・防虫処理が施された材を分別・排除して使用すること。製品中の有害物質の含有量について、土壤汚染対策法施行規則に定める別表第五(平成14年12月26日、環境省令第29号)に挙げられた六価クロムおよびヒ素の含有量基準を満たすこと。

【証明方法】

建築解体木材を分別して使用していること、あるいは使用のないことについての証明書(作業マニュアル、工程フローなど)を提出すること。また、建築解体木材を使用の場合は、第三者試験機関または公的機関により実施された試験結果を提出すること。

- (6) 製品のホルムアルデヒドの放散については、JIS A 5905、JIS A 5908 によるF☆☆☆☆等級または国土交通大臣認定による規制対象外に相当であること。つまり、以下の a.あるいは b.の数値基準を満たしていること。

a. JIS A 1460「建築用ボード類のホルムアルデヒド放散量の試験方法－デシケータ法」により測定したホルムアルデヒド放散量が平均値:0.3mg/L 以下、最大値:0.4mg/L 以下であること。

b. JIS A 1901「建築材料の揮発性有機化合物(VOC)、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法－小型チャンバー法」により測定したホルムアルデヒド放散速度が  $5\mu\text{g}/(\text{m}^2\cdot\text{h})$  以下であること。

【証明方法】

JIS A 1460 あるいは JIS A 1901 に定める方法による測定結果が基準値を満たすことを示す試験結果を提出すること。JIS A 5905 または JIS A 5908 による F☆☆☆☆等級の表示を認められた製品あるいは国土交通大臣認定により規制対象外の認定を受けた製品にあっては、それを証明する書類またはその写しを提出することで試験結果に替えることができる。

- (7) トルエン、キシレンについては処方構成成分として添加しないこと。

【証明方法】

該当物質の添加有無を付属証明書に記入すること。

- (8) 製品に塗料を使用する場合は、エコマーク商品類型 No.126「塗料 Version1.0」 「4-1. 環境に関する共通認定基準」第(4)項のうち重金属および重金属化合物の基準(別表 2)

4-1.(8))に適合していること。

**【証明方法】**

エコマーク商品類型 No.126「塗料 Version1.0」の認定基準への適合証明方法にしたがうこと。ただし、エコマーク認定の塗料を使用する場合は、当該塗料の「商品名」および「認定番号」を付属証明書に明記することで、基準への適合の証明に代えることができるものとする。

(9)化粧加工にはハロゲン系元素で構成されている樹脂および有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加しないこと。また、化粧加工部分の処方構成成分を報告すること。

**【証明方法】**

表面加工への該当物質の添加有無を付属証明書に記入すること。

(10)申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など(以下、「環境法規等」という)を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況(違反の有無)を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

**【証明方法】**

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)

b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)~5)の資料(記録文書の写し等)

1) 工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧

2) 実施体制(組織図に役割等を記したもの)

3) 記録文書の保管について定めたもの

4) 再発防止策(今後の予防策)

5) 再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

(11)製品の製造にあたって、省エネルギー化の努力をしていること。

**【証明方法】**

製品原単位当たりの製造時エネルギー使用(CO<sub>2</sub> 排出)量を提出すること(kJ/m<sup>3</sup>、kW/m<sup>3</sup>、kJ/t、kW/t または kg-C/m<sup>3</sup>)。ここでは、製造時とは原料を製品生産工場で受け入れ

た時点からとし、生産工程の概略を示すこと。

(12) 製品の包装は、省資源化、リサイクル容易性に配慮されていること。容器・包装に使用されるプラスチック材料は、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックを使用しないこと。

**【証明方法】**

製品出荷時の梱包形態(梱包状態、梱包材など)、ならびに容器・包装への該当物質の添加有無を付属証明書に記入すること。

(13) 使用に関するマニュアルを有し、当該製品の使用者に配布すること。なお、マニュアルには、以下の内容についての記載があること。

① 認定基準 4-1-(1)～(9)に関する情報。(詳細については問い合わせも可であることを明記する。)

② 廃棄・リサイクルに関する製品情報

**【証明方法】**

マニュアルを作成し提出すること(原稿でも可)。

#### 4-2. 品質に関する基準と証明方法

(1) 品質については、日本産業規格のある製品にあっては、JIS A 5905 または JIS A 5908 などの該当規格に適合していること。それ以外の製品にあっては、日本産業規格などに測定方法が定められている項目について類似する日本産業規格などの基準に適合していること。

**【証明方法】**

JIS などに定める試験結果を提出すること。

#### 5. 商品区分、表示など

(1) 商品区分は、JIS A 5905 3.1 および A 5908 3a の分類およびこれに準じた分類(もみがら使用品など)による区分とし、かつ、ブランド名毎とする。製品の大小による区分は行わない。

(2) 原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



(表示方法に関する注記)

\* ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記

すること。

- \* 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、「エコマーク商品」などを表記してもよい。  
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」
- \* 環境省「環境表示ガイドライン([https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/eco\\_label/guideline/](https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/eco_label/guideline/))」などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
- \* その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。  
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

---

[発行] 公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局  
<https://www.ecomark.jp/nintei/111.html>   ✉[sinsei@ecomark.jp](mailto:sinsei@ecomark.jp)

[制改定履歴]

2004年 7月 1日	制定(Version2.0)
2006年10月19日	改定(6.(2) 下段表示の取扱い修正 Version2.1)
2007年10月 5日	有効期限延長
2008年 2月14日	有効期限延長
2008年 8月21日	改定(4-1.(10)、5.(10) Version2.2)
2011年 3月 1日	改定(5.(2) マーク表示 Version2.3)
2012年 7月13日	改定(5.(3)(4)削除 Version2.4)
2014年 2月 1日	有効期限延長
2019年 1月 7日	有効期限延長
2019年 4月 1日	改定(5.(2) マーク表示)
2022年12月15日	改定(4-1.(12) Version2.5)
2024年 3月15日	有効期限延長
2030年 6月30日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。



別表1 用語の定義に規定する森林認証について

認証の基準について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的、生態学的かつ社会的利益のバランスを保ち、アジェンダ 21 および森林原則声明に同意し、関連する国際協定や条約を遵守したものであること。</li> <li>・確実な要求事項を含み、持続可能な森林にむけて促進し方向付けられているものであること。</li> <li>・全国的あるいは国際的に認知されたものであり、また生態学的、経済的かつ社会的な利害関係者が参加可能な開かれたプロセスの一部として推奨されていること。</li> </ul>
認証システムについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認証システムは、透明性が高く、幅広く全国的あるいは国際的な信頼性を保ち、要求事項を検証することが可能であること。</li> </ul>
認証組織・団体について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公平で信頼性が高いものであること。要求事項が満たされていることを検証することが可能で、その結果について伝え、効果的に要求事項を実行することが可能なものであること。</li> </ul>

別表2 4-1.(8)に規定する化学物質リスト

物質名	基準値
カドミウム 水銀 六価クロム 鉛	合計 0.1%以下  0.06%以下
ヒ素	処方構成成分として添加のないこと。
アンチモン	処方構成成分として添加のないこと。
トリブチルスズ	処方構成成分として添加のないこと。
トリフェニルスズ	処方構成成分として添加のないこと。